

かすがい Pay 利用規約改定およびポイント有効期限切れに対する対応のお知らせ

いつもかすがい Pay サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

この度、2025 年 5 月 9 日をもって、「かすがい Pay サービス利用規約」（以下、「かすがい Pay 利用規約」とする）の一部を改定いたしますので、お知らせ申し上げます。

1. 「かすがい Pay サービス利用規約」の改定内容

改定内容は以下、改定後下線の通りとなります。

【改定前】

- ・ 第 4 章 第 1 条 かすがいポイントにおけるポイントの加算について
 - (1) 加盟店にて精算の際、かすがいマネーを利用した支払時には、お買い上げ金額の 1% 分のポイントが加算されます。
 - (2) ポイント残高は、マイページ等で確認できます。
- ・ 第 4 章 第 3 条 ポイントの有効期限について

ポイントの最終加算日から 1 年間、一度もお買い上げによるポイントの利用または加算がない場合、累積されたポイントは自動的に無効となるものとします。

【改定後】

- ・ 第 4 章 第 1 条 かすがいポイントにおけるポイントの加算について
 - (1) 加盟店にて精算の際、かすがいマネーを利用した支払時には、お買い上げ金額の 1% 分のポイントが加算されます。（キャンペーン実施時や一部店舗等では付与率が異なる場合があります）
 - (2) ポイント残高は、アプリ、マイページ等で確認できます。
- ・ 第 4 章 第 3 条 ポイントの有効期限について

年度の切替は 4 月 1 日とし、ポイントの有効期限は付与した年度の翌年度 3 月末日を期限とします。期限までに使用されない場合は自動的に無効となるものとします。

■ポイント利用規約改定日

2025 年 5 月 9 日

※改定後のかすがい Pay サービス利用規約は改定日から適用となります。

本告知以降も当社のサービスのご利用を継続いただいた場合、または告知以後異議なく 1 ヶ月経過した時は、本改定後のかすがい Pay サービス利用規約にご同意いただいたものとさせていただきます。

2. ポイント有効期限における対応

かすがいポイントにおけるポイント交換機能につきまして、未だリリース前の状況となっております。そのため、サービス開始時から 2025 年 5 月 8 日までの期間に有効期限をむかえ失効となるポイント分につきましては、失効分を全て再付与いたします。(再付与したポイント分における有効期限につきましては、再付与日を起点とし、上記改定後の有効期限設定とさせていただきます)

ポイント交換機能につきましても早期リリースに向け対応を進めておりますので、別途リリース次第ご案内申し上げます。

ご不明な点などがございましたら、お手数ですが以下の窓口までお問い合わせをお願いいたします。

【お問い合わせ先】

木野瀬印刷株式会社 かすがい Pay サービス窓口 (9:00-17:00 受付)

〒486-0958 愛知県春日井市西本町三丁目 235 番地

T E L 070-7774-0387